【看護職】職員募集要項

社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会職員採用試験を次のとおり実施します。

1　採用区分、採用人員、採用年月日、受験資格等

区分	採用人員	採用年月日	受験資格	
			年齢	資格・免許等
看護職	２名	令和９年４月１日	令和９年４月１日時点の年齢が６０歳未満の方	①普通自動車運転免許 ②保健師または看護師のいずれかの資格を有する方 ③社会福祉活動へ熱意のある方 上記①、②、③の条件を満たす方

※上記の区分の資格・免許等を有する方 または 令和９年３月末までに取得見込の方

2　給与等

（１）初任給（職歴等を考慮し給与を決定します。）
大　卒／月額２１３，６００円～
短大卒／月額１９４，５００円～
高　卒／月額１８３，５００円～

◎令和９年４月１日時点における初任給（月額）の見込みは次のとおりです。
＜大学卒業後、同業種の職務経歴がある場合＞
・職務経歴が　５年間ある２７歳の方　月額　２３０，０００円程度

※あくまで上記の条件に基づいて計算した金額です。個人ごとの事情によって変動します。

（２）諸手当
通勤手当、扶養手当、住居手当、期末勤勉手当、職務手当 等

3　勤務場所、勤務時間等

（１）勤務場所
鳥取市社会福祉協議会（さわやか会館）、または地域機関（総合福祉センター、地域包括支援センター等）のいずれかに配属されます
（２）勤務時間
原則として午前８時３０分から午後５時１５分
（※配属先の勤務割りによって変更がある場合があります）
（３）休日
原則として週休２日制
（※配属先の勤務割りによって休日の振替等の変更がある場合があります）
（４）職務内容
介護保険等サービス提供業務（利用者様の健康管理、機能訓練等）または相談援助業務

4　試験内容等

（１）内容、会場及び日時、結果発表

試験内容	会　場	日　　時	結果発表	発表方法
作　　文	申込時に提出してください。		－	－
個人面接	さざんか会館	令和９年 １月１９日（火）※	１月下旬頃	本人へ通知

※試験時間は別途ご案内します。

（２）作文テーマ　　**「私が鳥取市社会福祉協議会を選んだ理由」**
○主文は８００字以内とします。
○テーマは省略し、一行目に採用区分、氏名を明記してください。
○自作で他に提出していないもので、手書き、PC 作成は問いません。

5　受験手続

（１）提出書類

○履歴書（厚生労働省履歴書様式の使用を推奨します。A3 印刷で二つ折りにすること）
○資格証の写し（履歴書に記載する資格のものすべて。普通自動車運転免許証も含みます）
○作文（原稿用紙は任意様式で A4 とします）

（２）申込期間

ａ）持参の場合

令和８年１０月２６日（月）から令和８年１２月１１日（金）までにご持参ください。
午前８時３０分から午後５時００分まで受付します。（土曜日、日曜日、祝日を除く）

ｂ）郵送の場合

令和８年１０月２６日（月）から令和８年１２月１１日（金）午後５時００分までに到着したものに限り受付します。（当日必着）

※ a、b のいずれも、申込期限を過ぎたもの、提出書類に不備があるものはいかなる場合も受理いたしませんのでご注意ください。

（３）申込方法

ａ）持参の場合

下記受験受付担当課または各総合福祉センターで受付します。

【受験受付担当課】総務企画課職員係　鳥取市富安二丁目 104-2（さざんか会館内 2F）

【総合福祉センター】

国府町総合福祉センター　鳥取市国府町糸谷 15-1（谷地区公民館内）
福部町総合福祉センター　鳥取市福部町海士 1013-1（砂丘温泉ふれあい会館内）
河原町総合福祉センター　鳥取市河原町渡一木 277-1（老人福祉センター内）
用瀬町総合福祉センター　鳥取市用瀬町別府 96-2（保健センター内）
佐治町総合福祉センター　鳥取市佐治町加瀬木 2171-2（老人福祉センター内）
気高町総合福祉センター　鳥取市気高町浜村 8-8（老人福祉センター内）
鹿野町総合福祉センター　鳥取市鹿野町今市 651-1（老人福祉センターしかの和泉荘内）
青谷町総合福祉センター　鳥取市青谷町露谷 53-5（老人福祉センター内）

ｂ）郵送の場合

封筒表面に「受験申込書類在中」と朱書きの上、下記の宛先へ郵送してください。

○宛先　〒680-0845　鳥取市富安二丁目 104-2
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会　総務企画課職員係

※受付完了後、不明な点があれば担当者から電話連絡いたしますので、電話番号は日中連絡がとれる番号を記載してください。なお、本試験の実施にあたっては、受験票の発行はいたしません。試験日の３日前になっても試験案内が届かない場合は、下記連絡先へご連絡ください。

6　その他

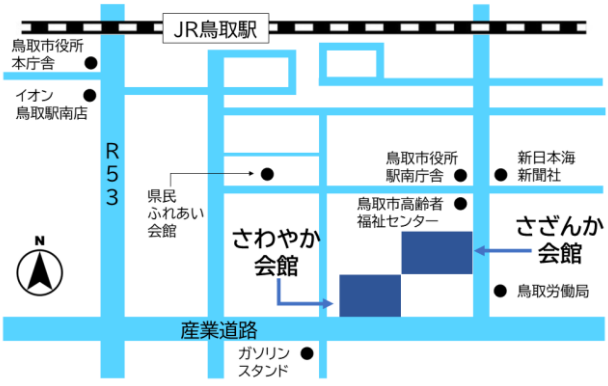
（１）提出書類は、理由のいかんを問わず返却いたしません。
（２）お問い合わせは下記連絡先へお願いします。（土曜日、日曜日、祝日を除く午前８時３０分から午後５時００分）
（３）資格要件のうち取得見込み、修了見込みで受験された方については令和９年３月 31 日の時点で資格の取得、修了の確認ができない場合は採用取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。

【こども性暴力防止法に関わる措置について】

本会において、こども性暴力防止法の対象となる業務に従事する場合には、同法に基づき、特定性犯罪に係る前科等について犯罪事実確認を行います。

犯罪事実確認の結果等により、法令に基づく就業上の措置を講じます。

【周辺地図】



【連絡先】
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
総務企画課 職員係　担当：小田原・阪田
（電話　０８５７-３０-６３００）